

平成30年度 秋学期末追試験について

追試験は、病気その他やむを得ない理由により学期末試験を受けることができなかった学生に対して、学士課程教育専門委員会の審議を経て認められることがあります。追試験の受験を希望する場合は、下記の手続きに従ってください。

なお、提出期限後の追試験の申請は受けられません。

<提出書類>

(1) 追試験願（教務課窓口 及び manaba で配布）

(2) 学期末試験を受験できなかった理由を証明する書類（公的なもの：医師の診断書等）

※証明書類には、試験日または試験日を含む期間が明記されている必要があります。

※交通機関の遅延を理由とする場合は、証明書類として以下の2点を提出してください。

① 駅等で発行されている遅延証明書

② 交通機関の Web サイトから入手できる証明書（遅延時間の記載のあるもの）

上記 (1)、(2) の2点が揃っていない場合は、追試験の申請は受けられません。

<提出場所> 教務課窓口

<提出期限> **平成30年11月7日（水） 17:15（時間厳守）**

※留学や病気・入院等により期限内に提出できない場合は、必ず期限内に教務課に連絡してください。

提出期限後に連絡があった場合は、受けられません。

<受験の可否>

◆ 追試験受験の可否は、学士課程教育専門委員会での審議により決定されます。

◆ 担当教員が設ける基準（授業への出席回数や中間試験の配点等）により、学期末試験自体の受験資格がないと判断された場合は、追試験の受験も認められません。

<許可者発表> 平成30年12月上旬（manabaで発表）

※試験方法等は、冬学期末追試験分と併せて冬学期終了以降に発表します。

<追試験日> 平成31年2月4日（月）、5日（火）【予定】

<成績評価>

◆追試験の受験を許可された者が追試験を欠席した場合、当該科目の成績は「－」ではなく「F」となります。

追試験の方法がレポート課題等を提出するものである科目について、所定の方法で期限内に課題等を提出しなかった場合も、成績は「－」ではなく「F」となります。

◆成績評価の基準については、学士課程教育専門委員会で審査の上、追試験の申請理由別に成績評価ガイドラインを設け、担当教員に示します。担当教員は、このガイドラインを参考に成績評価を行います。

【参考：平成30年度春・夏学期追試験時の成績評価ガイドライン】

	追試験の申請理由	成績評価ガイドライン
①	<ul style="list-style-type: none">・社会通念上、やむを得ないと思われる理由（3親等以内の家族等の忌引き・危篤等）・大学として学生に対する教育的配慮が特に必要であると思われる理由（教育実習・国家試験受験、課外活動として全国レベルの公式戦出場等）。・学校保健安全法施行規則第18条に定める「学校において予防すべき感染症」（インフルエンザ、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等））の罹患によって、大学への通学が適当でないと思われる理由	10割評価が望ましい。
②	<ul style="list-style-type: none">・①以外の病気等・社会通念上の配慮が必要である、または、大学として学生に対する教育的配慮が必要であると思われる理由（課外活動として全国レベルにない公式戦出場、知人の葬儀等）。	8割評価が望ましい。

以上

平成30年10月 教務課